

「財務報告に係る内部統制の評価
及び監査（素案）」について

平成17年6月9日

弁護士 手塚一男

1. はじめに

○素案の全体的な評価

基本的には、財務報告の信頼性を高めるための具体的な方策につながるものとして、積極的に評価すべきものとする。

○実効性について

法制化のあり方と密接に関連すると思われるので、現時点ではコメントは差し控える。

○法令遵守（コンプライアンス）について

この面での内部統制がどう構築されるのかが見えにくい。

○内部統制概念の多様性

商法・新会社法案等で用いられている内部統制概念との関係

2. 内部統制の定義について

COSO内部統制フレームワークにおける内部統制の定義との対比
次の点が素案の定義から外れている。

「②合理的な保証を提供することを意図した」との点

－この点は、法制化のいずれかの段階で導入すべきものではないか。

「③事業体の取締役会、経営者およびその他の経営管理者によって遂行される」との点

－そこでは取締役会等が明示されているのに対し、本事案の定義では、「組織内のすべての者」としているが、遂行主体が不明確となるおそれはないか。

3. 内部統制の目的の一つである法令遵守について

○四つの目的の一つとして「Ⅰ 内部統制の基本的枠組み」中に明記されているが、「Ⅱ 経営者による評価」および「Ⅲ 監査人による監査」の各項目および説明を見ると、事業活動に関わる法令その他の規範の遵守の点を評価・監査するシステムが、どのように組み入れられているかが見えにくい。

—冒頭の飾り文句にすぎないものになってしまわないかを懸念する。

○法令遵守も監査人による監査の対象になるとした場合、想定されている会計監査人のみによる監査のシステムは、妥当といえるか疑問がある。

—この点については、弁護士によるチェックが妥当と思われる。

それは、監査よりは、むしろ「経営者による評価」にかかわるものとして考えられているかも知れないが、素案の記載上は必ずしも明らかではない。

○法令遵守と内部統制の基本的要素の一つである「統制環境」等との関係

—おそらく密接に関連していると考えられるが、一見しただけでは分かりにくい。より詳しい説明がほしいところである。

4. 「内部統制に関係を有する者の役割責任」について

○経営者は「内部統制システムを含む組織のすべての活動について最終的な責任を担っている」との点はこれでよいのか疑問がある。

—例えば、経営者を監査役設置会社における業務執行取締役あるいは委員会等設置会社における執行役と想定した場合、第一義的な責任はそれら経営者が担うものとしても、最終的な責任を担っているのは取締役会と考える方が適切なのではないか。

5. 経営者による評価、監査人による監査が適切になされない場合の法的制裁について

○新しい制度の導入であり、本素案における内部統制の意味内容を適確に把握し、それに応じたシステムを構築するにはある程度時間を要すると考えられるので、ガイドライン等の整備や行政上の措置（指導、勧告その他）などを適切に講ずることにより、多くの企業において内部統制を構築できる体制をできるだけ早期に作り上げていくことが肝要と思われる。

○民事・刑事上の責任追及については、少なくともルールの明確性が高まるまでは、慎重な配慮が必要と思われる。

6. 監査役・監査委員会と内部監査部門との関係について

○法令遵守を含めた内部統制の機能を高めるために、監査役・監査委員会の果たす役割は重要—そのためには内部監査部門の独立性、専門性を充実させることが必要ではないか。

○商法施行規則193条、新会社法案362条等内部統制に関連する規定をより充実した実効性あるものとしていくためには、証券取引法およびその関連法規と会社法関連法規との双方を見据えた立法措置が、重要度を増していくと考える。

7. 法制化について

本事業につきパブリックコメントを受けることは有意義と思われるが、新制度のより実質的・具体的な検討は、法制化の段階でなされうと思われるので、その段階でも幅広い意見聴取を行うことが望まれる。

以 上